

相続税の納税猶予に関する適格者証明書（記載例）

証 明 願

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 農 業 委 員 会 会 長

農地等の相続人氏名 岡 崎 〇 〇

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住 所	岡崎市〇〇町△△1番地		氏 名	岡 崎 △ △		職 業	農 業		
相続開始年月日	令和 〇年 〇月 〇日 (死亡日)		農地等の生前 していた場合	岡崎市及び他市町村を含む、耕作していた農地の 合計面積を記入する。		日			
被相続人の 所有面積	耕作農地	1,000	被相続人 が農業経 営者でな い場合	農業	※借受地は含め、貸付地は除く (添付書類の「耕作状況・計画書」の被相続人の 農地の耕作状況に記載する農地の合計と等 しくなること。)		居		
	採草放牧地	0		農業					
	合 計	1,000		農業					
特定貸付け、営農困難時貸付 け又は認定都市農地貸付け 等を行っていた者である場 合	分 類	<input checked="" type="checkbox"/> 特定貸付け ・ <input type="checkbox"/> 営農困難時貸付け <input type="checkbox"/> 認定都市農地貸付け ・ <input type="checkbox"/> 農園用地貸付け							
	貸付年月日								
	貸付先の農業経営者又は市 民農園開設者の氏名又は名 称	被相続人が特定貸付け、 営農困難時貸付け又は 認定都市農地貸付け等を 行っていた場合は記入する。							
	その他参考事項								

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住 所	岡崎市〇〇町△△1番地		氏 名	岡 崎 〇 〇		職 業	農業兼会社員	
生 年 月 日	昭和 〇年 〇月 〇日		被相続人との 続柄	長 男		相続開始の時に おける被相続人との 同居・別居の別	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 ・ <input type="checkbox"/> 別居	
相続開始前 において農業に 従事した実績 の有 無							<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
特例の適用を受けようとする農地等の明細	別表のとおり		左記の農地等による農業経営の開始年月 日等		令和 〇年 〇月 〇日			
今後引き続き (特定貸付け) 相続する農地について特定貸付 を行っている場合	相続人が農業経営を開始する場合 （特定貸付け）		<input checked="" type="checkbox"/> 今後も引き続き農業経営を行います。 <input type="checkbox"/> 特定貸付け（貸付年月日） 貸付先の農業経営者の氏名					
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無							<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
そ の 他 参 考 事 項	他市農業委員会にも証明願を提出する場合、その旨及びその市町村名と その市町村に所在する特例の適用を受ける農地の面積を記載する。							

(2) 農地等の相続人の推定相続人(生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住 所			氏 名			①相続人が農業経営を開始する場合 農業経営を開始する年月日（被相続人の死亡日）を記入する。			
生 年 月 日	年	月	日	相続人との続柄		②相続するすべての農地について特定貸付けを行っている場合 「年 月 日」を二重線で消し、その下に「特定貸付け（全部）」 と記入する。			
使用貸借に係る農地等の明細	別表のとおり		左記の農地		③相続する農地の一部について特定貸付けを行っている場合 特定貸付けを行っていない農地については農業経営を開始する年 月日（被相続人の死亡日）を記入し、その下に「特定貸付け（一 部）」と記入する。				
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項									
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項									

上記証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

令和 年 月 日

岡崎市農業委員会会長

番号	項 目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（ ）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（I／4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。）が56度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指及び示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院へ入所している	
(4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設又は同条第11項に規定する障害者支援施設へ入所している	